

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第11号

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則

太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給に関する規則(令和2年太田市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第15条中「関わらず」を「かかわらず」に改める。

第16条の4第3項第4号中「第4項及び第5項」を「第1項及び第2項」に改め、同項第6号中「第4項」を「第1項」に改め、同項第7号中「第5項」を「第2項」に改め、同項第8号中「第11項」を「第7項」に改める。

別表第1中

「

教育相談員 教育補助員 介助員 実習助手	1	20	1	32
幼稚園教諭 保育補助員	1	20	1	35

」

を

「

教育相談員 教育補助員 介助員 実習助手	1	20	1	32
-------------------------------	---	----	---	----

」

に、

「

相談員
社会教育指導員
教育事務補助員
おおたん教育支援員
通級指導教室補助員
相談指導員
非常勤講師
研究員

「

相談員
社会教育指導員
教育事務補助員
おおたん教育支援員
通級指導教室補助員
相談指導員
研究員

を

」

」

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。